

各 位

上場会社名	株式会社フジコー
代表者	代表取締役社長 野 添 誉 之
(コード番号	3 5 1 5)
問合せ先責任者	常務取締役 総務,経理・財務担当 村田 義樹
(TEL	072-772-1101)

「内部統制システムの基本方針」の一部改定に関するお知らせ

平成 27 年 5 月 19 日開催の当社取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

「内部統制システムの基本方針」

- 1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（海外子会社の取締役相当職を含む。以下「取締役等」という。）及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 取締役等及び使用人は、内部統制システムに関する規程規則に従い法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - (2) 当社グループ全体の、コンプライアンス(法令遵守)全体を統括する組織として、社長を委員長とし、社外弁護士も参加する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する。
 - (3) 製造業として重要な課題である「環境・安全」関係の法令等については、環境面は、「ISO14001 環境マネジメントシステム」により管理し、安全面については、「安全衛生委員会」を活用運営する。
 - (4) コンプライアンスの推進については、取締役等及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自ら問題としてとらえ業務運営にあたるよう、あらゆる機会を捉え、研修を行い指導する。
 - (5) 当社グループは、相談・通報体制を設け、取締役等及び使用人が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気がついたときは、総務部長、常勤監査役または社外弁護士等に通報（匿名も可）しなければならないと定め、ガバナンス体制を強化する。
また当社グループは、通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な扱いは行わない。
- 2. 取締役等の職務の執行に係る文書及び情報の保存・管理に関する体制**
 - (1) 取締役等の職務執行に係わる情報については、法令及び文書管理規程ほか社内規程に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。
 - (2) 職務の執行に係る文書及び情報は、文書管理規程に基づき保存管理すると共に取締役等及び監査役はこれらの情報をいつでも閲覧できるものとする。
- 3. 当社グループにおける損失の危機管理に関する規程その他の体制**
 - (1) 当社グループで想定される事業活動における多様なリスクを把握、管理するため、個々のリスクに応じ制定した規程規則に基づき、その把握と管理のためのリスク管理体制を確保する。
 - (2) リスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設け、リスク管理規程を定め管理体制を構築する。

- (3) 有事においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」が統括して危機管理にあたり損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
- (4) 平時においては、各部門において定期的にリスクの洗い出しや検証を行い、そのリスクの軽減に取り組む。

4. 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び業務の執行の報告に関する体制

- (1) 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、当社取締役会（取締役会規則）を月1回開催し、重要事項（取締役会付議事項規則）の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督を行う。
また必要に応じて常務会（常務会規則）を適宜開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。
- (2) 当社グループの将来の事業環境を踏まえ、中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案・実行する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループの取締役等は、グループ会社経営管理として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行い内部統制の確立と運用の権限及び責任を有する。
- (2) 取締役等は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、監査役に報告するものとする。
- (3) 当社が定める「関係会社管理規程」により、各グループ会社は自社の事業状況及びその他重要事項について、当社へ適宜報告することとしており、その報告は監査役へ閲覧され、監査役は必要に応じて当社グループ各社に説明を求めることとする。
- (4) 当社内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて業務監査・会計監査・特命による調査を実施する。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制と当該使用人に関する事項

- (1) 監査役が補助使用人を求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 当該使用人は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならない。
- (3) 使用人の取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の任命、解任、人事異動、評価等を行う場合は、予め監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

7. 取締役等及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役等及び使用人等が監査役に報告すべき事項の範囲及び報告方法を定め、監査役の情報収集のための体制を確保するとともに、監査役はいつでも必要に応じて、取締役等及び使用人等に対して報告を求めることができることとする。
- (2) 社内通報に関する規程（内部通報規程）に基づき、社内窓口を担当部署と監査役、外部窓口を社外弁護士とし内部通報制度を運用し、速やかに通報状況を窓口関係者間で共有する体制とし、その適切な運用を維持する事により、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものとする。

8. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役に前条の報告を行った者に対し、当該報告を行った事を理由として、不利な取扱い（報復行為）を行うことを禁止する。

9. 監査役等の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

また監査役がその職務を遂行するために必要と判断したときは、弁護士・公認会計士・税理士等の専門家に意見を求めることができ、その費用を会社が負担することを認める。

10. 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力及び団体からの接触に対しては、「反社会的勢力・不当要求等のトラブル対策行動基準」に基づき、社外弁護士や警察と連携し、圧力を受けた場合は毅然とした態度で対処し、一切の関係を持たない。

以 上